

福井市監査告示第13号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年9月18日

福井市監査委員 谷川 秀 男  
福井市監査委員 滝波 秀 樹  
福井市監査委員 伊藤 洋 一  
福井市監査委員 水島 秀 晃

- 1 監査種別 定期監査
- 2 監査対象 教育委員会事務局  
小学校（足羽、東安居、湊、社南、社西、社北、  
殿下、国見、越廼、酒生、一乗、上文殊、  
六条、東郷）  
中学校（光陽、至民、社、殿下、国見、越廼、足  
羽第一）  
幼稚園（一乗）  
福祉保健部  
保育園（西部、湊、社）  
認定こども園（六条、東郷）
- 3 監査範囲 平成30年度及び令和元年度（令和元年4月から同  
年5月末まで）執行の財務事務
- 4 監査実施期間 令和元年6月21日から同年8月27日まで
- 5 監査結果

今回の監査は、執行された事務が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて実施した。その結果、監査の対象とした事務

は、おおむね適正に執行されていると認めた。ただし、指摘事項として掲げた事項については、改善の必要があると認めたので、速やかに是正措置をとられたい。

( 1 ) 指摘事項

ア 給食費の徴収にあたり、複数の学校の給食費徴収表が適切に作成されていなかった。また、本来請求すべき給食費を請求しないといった不適切な給食費の取り扱いが見受けられた。

所管課は、給食費の実態を把握して「学校給食事務の手引き」等を見直した上で、各学校に対して適切な事務処理がなされるよう指導されたい。

【教育委員会事務局】